# 身体障害者診断書・意見書 (心臟機能障害用)

総括表

1:0100	•												
氏 名					大昭和 平和	年	J	月	日生	(	)歳	男・	女
住 所	(〒	)											
① 障害	名(部位を明記	記)											
	となった ・外傷名										、戦傷、 その他(		)
③ 疾病	• 外傷発生年	月日	年		月	日・場所	听						
④ 参考	となる経過・野	見症(エッ	クス線写					ر جئور	₩; <del>; ; ; )</del>		/T:		
⑤ 総合	-r -				障害固	定又は阿	草吾傩	能定 ( ]	<b>性</b> 疋)		年	月	日
⑥ 補装	具の必要性の?	有無				呼来 再 詞 序認定のI			(軽度		重度化) 年		要〕
				種類 型式									
<ul><li>⑦ その</li></ul>	他参考となる個	今併症状											
上記(	のとおり診断す 年	「る。併せ 月	て以下の:	意見る	を付す	0							
		病院又は 所 診療担当	在	名称 地		)科 指	定医 <sup>;</sup>	*氏名					
		※指定医と	は、身体	章害者	福祉法	第15条第1	項に規	見定する	5医師	をいう	0		
	琶害者福祉法第 )程度は、身体	障害者福祉 ・診		こ掲け				考意見	見を記	[入]			
	障害名には現 障害等を記入し かった疾患名を	、原因とた	くった疾症	F、例 弱には	えば両、緑内	i眼視力障 i障、先天	き害、 ミ性難	両耳2 聴、脳	うう、 	右上 <sup>-</sup> 、僧悼	下肢麻ひ 『弁膜狭	、心臓 窄等原	機能 因と

- なった疾患名を記入してくたさい。
  - 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書(平成 15年1月10日障発第0110002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」を添付してくだ さい。
  - 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせをする場合があります。

(該当するものを○で囲むこと。)

### 1 臨床所見

ア動 棒(有・無) キ 浮 腫(有・無)

イ 息 切 れ(有・無) ク 心 拍 数

ウ 呼吸困難(有・無) ケ 脈 拍 数

エ 胸 痛 (有・無) コ 血 圧(最大 、最小 )

カ チアノーゼ (有・無) シ その他の臨床所見

ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

#### 2 胸部エックス線所見(年月日)



## 3 心電図所見(年月日)

ア 陳旧性心筋梗塞 (有・無)

イ 心 室 負 荷 像 (有<右室、左室、両室>・無)

ウ 心 房 負 荷 像 (有<右房、左房、両房>・無)

エ 脚 ブ ロ ッ ク (有・無)

オ 完全房室ブロック (有・無)

カ 不完全房室ブロック (第2度以上・第1度・無)

キ 心 房 細 動(粗動) (有・無)

ク期外収縮 (有・無)

ケ S T の 低 下 (0.2mV以上・0.2mV未満・無)

コ 第 I 誘導、第 II 誘導及び胸部誘導(ただし、V<sub>1</sub>を除く)のいずれかのTの逆転

(有·無)

サ 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下

(有 • 無)

- シ その他の心電図所見
- ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日記載)

#### 4 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支 障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不 全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの
- イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰返し必要としているもの
- オ 安静時若しくは自己身辺の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの 又は繰返してアダムスストークス発作がおこるもの
  - (注) 診断書の活動能力の程度と等級との関係は、次のとおりである。

ア・・・・・ 非該当

イ及びウ・・・4級相当

エ・・・・3級相当

オ・・・・1級相当

5 ペースメーカ (有・無) 手術日 年 月 日

人工弁移植、弁置換 (有·無) 手術日 年 月 日

- 6 ペースメーカの適応度 ( クラス I ・ クラス II ・ クラス II )
- 7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

ア 著しい発育障害 (有・無) オ チアノーゼ (有・無)

イ 心音・心雑音の異常 (有・無) カ肝腫大(有・無)

キ 浮 腫 (有・無) ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無)

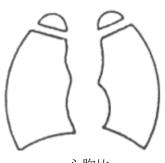
(有・無) 工 運動制限

#### 2 検査所見

ア 心胸比0.56以上 (有・無) (1) 胸部エックス線所見

( 年 月 日) イ 肺血流量増又は減 (有・無)

ウ 肺静脈うつ血像 (有・無)



心胸比

#### (2) 心電図所見

ア 心室負荷像 〔有(右室、左室、両室)・無〕

イ 心房負荷像 〔有(右房、左房、両房)・無〕

](有·無) ウの病的不整脈 〔種類

工 心筋障害像 〔所見 ] (有·無)

日)

 (3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (
 年 月

 ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無)

イ 冠動脈瘤 又は拡張 (有·無)

ウその他

# 3 養護の区分

- (1) 6か月~1年毎の観察
- (2) 1か月~3か月毎の観察
- (3) 症状に応じて要医療
- (4) 継続的要医療
- (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの
  - (注) 診断書の養護の区分と等級との関係は、次のとおりである。
    - (1) · · · · · 非該当
    - (2)及び(3)・・・4級相当
    - (4) • • 3級相当
    - (5) • • 1級相当